

ID: 47

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	利用の一時停止等		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町立図書館設置条例施行規則 第10条		
例 規 番 号	平成元年 教育委員会規則第5号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用の制限) 第十条 館長は、この規則の規定及び館長の指示に違反した者については、図書館資料の利用を一時停止し、又は禁止することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日